

警察車両等で搬送した救急患者に関して医療費の損失を生じた場合の補てんに伴う取扱いについて（昭和54年例規第6号）

従来、警察車両が救急患者を医療機関に搬送し、その救急患者が当該医療機関に対して損失を与えた場合（いわゆる「かかり逃げ」）の補てん措置はなかったが、このたび千葉県救急医療損失補てん補助金交付要綱（別添1。以下「要綱」という。）の取扱いが定められ、所定事項を満たせば同補助金の交付がなされることとなった。

ついては、この種事案を取扱う場合の措置基準は、次のとおりとするので誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 救急医療損失医療費補てん対象及び警察の措置

別表1「救急医療損失医療費補てん対象及び警察の措置」のとおりとする。

#### 2 留意事項

##### （1）救急車要請の原則

警察車両等は、その構造及び設備等から必ずしも救急患者の搬送に適しているとは言い難いので、真にやむを得ない場合のほかは、従前のとおり救急車による搬送に委ねるよう措置すること。

##### （2）保護取扱いに関する訓令との関係

応急の救護に当たった警察官が、保護取扱いに関する訓令（昭和48年訓令第23号）第13条に定める対象であると認めるときは、同訓令に定める手続きによるものとする。

この場合の相互の関係は、別添図表「救急患者等取扱い手続き一覧表」のとおりである。

以下 様式等省略

別表 1

## 救急医療損失医療費補てん対象及び警察の措置

項目	措置要領等	備考
損失医療費が補てんされる対象	<p>警察官が、負傷疾病等により至急の救護が必要であると認めたものであって、警察車両等（警察車両及び警察官の指示又は援助要請により活動した一般車両をいう。）により医療機関へ搬送し、次の事由に該当のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の法令に基づく医療の給付又は医療費の支給がないこと。</li> <li>・ 当該医療機関の責によらないで失そうその他特別の事由により救急患者から当該医療費の取立てができないこと。</li> </ul>	<p>対象となる「医療機関」は、県内にある医療機関で医療法第 31 条に定める公的医療機関が除かれ、国立病院も対象外とされる。</p> <p>「他の法令に基づく医療の給付がない」とは、精神保健福祉法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、生活保護法、自動車損害賠償保障法等の法令に基づき法的に給付されるもの以外のものをいう。</p>
警察の措置 搬送した（させた）警察官の措置	<p>搬送した（させた）警察官は、救急患者搬送連絡票（別記様式。以下「連絡票」という。）の医療機関交付用紙に所定の事項を記入し、そのつど医療機関の長に交付する。</p> <p>連絡票を交付した警察官は、当該地域を管轄する警察署長（生活安全課経由、執務時間外は当直主任）に対し、事案及び措置の概要を連絡票（控）を添えて報告する。</p>	<p>救急患者搬送連絡票</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用紙は、複写方式とし、県本部において一括印刷配布する。</li> <li>・ 連絡票（控）は、各署生活安全課において保管する。</li> </ul> <p>搬送を開始した場所と医療機関の場所が警察署の管轄を異にする場合の報告は、搬送を開始した場所を管轄する警察署長に対して行う。</p>
報告を受けた署長の措置	<p>上記報告を受けた生活安全課長（当直主任）は、警察署長の指示を受け次の措置をとる。</p> <p>（１）当該救急患者の医療費が法令に定めるところにより支給されるものであるときは、それぞれの法令の定める手続きにより保護義務者に通報をする。</p> <p>（２）救急患者を搬送した当該医療機関の長に対し、（１）の内容を通報する。</p>	<p>法令に定める手続きとは、保護取扱いに関する訓令（昭和 48 年訓令第 23 号）第 13 条に基づく手続きをいう。</p>